

# 強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2024年 9月20日 No. 35  
JR東海労新幹線関西地本  
強制出向裁判プロジェクト

## 〈強制出向裁判〉 不当判決！

9月18日、大阪地方裁判所第5民事部は、下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんが提訴している「強制出向裁判」に対して、「棄却」の不当判決を行いました。

### 原告による「JR東海の『強制出向』の違法性・不当性」の訴えを退け JR東海の主張を全面的に受け入れた、まさしく不当判決！

「強制出向裁判」は、2022年1月20日、下茂さんと西さんと前田さんが、JR東海による出向命令の無効を求めて提訴していました。

横田昌紀裁判長は、原告の「JR東海労働組合員を運輸所職場から放逐するために、54歳原則出向制度を活用して出向を命じてきた」「出向に同意はしていない。出向に行かないと意思表示している」「専任社員として雇用されるために専任社員雇用契約書に署名・捺印をしたもので、出向に同意した署名・捺印ではない」などの訴えをことごとく退け、会社の主張を全面的に受け入れた不当な棄却の判決を行いました。

### 不当判決を許さず、あきらめず、粘り強く、こだわりをもって闘う！



〈下茂 春美さん〉 〈西 三喜夫さん〉 〈前田 稔さん〉

JR東海労新幹線関西地本は、不当な判決を受けて直ちに「強制出向裁判報告集会」を開催しました。集会では、原告の下茂さん、西さん、前田さんから、不当な判決に対する怒りと、これからも、あきらめず、粘り強く、こだわりをもって闘う決意が述べられました。弁護士からは、判決がいかにかに不当であるかについて明らかにされました。

【大阪地裁第5民事部横田裁判長の不当な主な判断】

- \* 個別同意なしに就業規則28条1項に基づき出向を命ずることができる。
- \* JR東海による出向命令は、業務上の必要性、人選基準の合理性及び手続の相当性が認められ、原告が受ける不利益の程度も著しいものとまで認められないから、権利濫用に当たるといえず、無効ということはできない。
- \* 原告は、再雇用契約の締結によりサービックの出向に同意したものであり、出向命令は有効である。

原告はじめすべてのみなさん！ 大変ご苦勞様でした！  
これからも「強制出向」の違法性・不当性を明らかにするため闘おう！